孤独・孤立対策に取り組む NPO等への支援について

(令和7年度予算案・令和6年度補正予算)

内閣府孤独·孤立対策推進室

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援 (令和7年度予算案・令和6年度補正予算)

孤独・孤立の予防と官民連携プラットフォームの構築【内閣府】

- ・孤独・孤立の予防や早期対応に資する日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する NPO等の先駆的な取組への支援を拡充
 - ➤地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査

2.0億円 (R6補正)

- ・孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織への 支援を継続するとともに、地方における官・民・NPO等の連携体制の構築や関連事業の取組への支援 を拡充
 - ▶社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金

1.3億円 (R7)

女性に寄り添った相談支援【内閣府】

- ・地方公共団体がNPO法人等の知見を活用して行う、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談事業や その一環として行う生理用品の提供等への支援を継続
 - ▶地域女性活躍推進交付金

∨寄り添い支援型プラス、つながりサポート型、男性相談支援型

2.8億円 (R6補正)

1.2億円 (R7)

こどもの居場所づくり【こども家庭庁】

- ・こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行うとともに、NPO 法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
 - ▶こどもの居場所づくり支援体制強化事業

4.3億円 (R6補正)

8.8億円 (R7)

・生活に困窮しているなど、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、気軽に立ち寄ることができる居場所を提供し、支援を必要としているこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる事業を創設 ▶地域こどもの生活支援強化事業 13.5億円 (R7)

生活困窮者等支援・自殺防止対策【厚生労働省】

- ・生活困窮者等に対する支援活動を行うNPO法人等の取組への支援を継続
 - ▶生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

5.2億円 (R6補正)

- ・社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組を支援
 - ▶地域自殺対策強化交付金

10.0億円 (R6補正)

32.1億円の一部 (R7)

円滑な食品アクセスの確保【農林水産省】

- ・円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、NPO等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるNPO等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施
 - ▶食品アクセス確保緊急支援事業

5.0億円 (R6補正)

▶食品アクセス総合対策事業

1.2億円 (R7)

住まいの支援【国土交通省】

- ・NPO等の居住支援法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する入居相談や見守り等の活動への支援を 継続
 - ➤居住支援協議会等活動支援事業

2.2億円 (R6補正)

10.8億円 (R7)

○その他の支援

➤在外邦人の孤独・孤立に係るチャット相談体制の強化支援【外務省】

0.06億円 (R7)

(参考)

個別事業の概要

地域における孤独・孤立対策に関するNPO等のモデル調査 (内閣府孤独・孤立対策推進室) 令和6年度補正予算額 2.4億円

(NPO等支援分) 2. 〇億円

事業概要•目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、 地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩 やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の 観点から重要です。
- このような取組の拡大を図るためには、関係行政機関(特に地方公共団体)のみならず、NPO等の現場レベルでの活動が必要不可欠ですが、具体的な取組のイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、日常生活環境における孤独・孤立の予防 や早期対応に資する取組への支援を行うとともに、そ の成果等を踏まえたNPO等の取組モデルを構築し、 全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

テーマ	取組イメージ
① 誰もが気軽に参加できる地域 のゆるやかなつながりの場づくり	・スポーツや文化・芸術を通じたこども・若者、高齢者など多世代間の交流 ・シニア世代による子どもへの伝統行事等の伝承を通じた交流
② 自然に足が向く地域の居場所 の提供	・大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流の場(日本版メンズ・シェッド) ・コミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所 ・図書館や美術館、公園などの機能を活かした居場所
③ 多様な主体の水平的連携を 通じた地域課題の解決	・新聞・郵便配達、宅配、コンビニ、理美容など地域インフラとの協働による地域の包括的見守り体制の構築 ・食品や生活用品などの支援物資に関する地域内のマッチングの仕組みの構築
④ 地域活動を通じた社会貢献	・シニア世代の知見やノウハウを活かしたまちづくりや中小企業支援 ・環境保全や農作業、防災ボランティアなど参加を通じた地域貢献

期待される効果

○ 孤独・孤立の問題やそれから生じ得る更なる問題に 至らないようにする予防を目指した取組が強化され、 地域における官・民・NPO等の連携による推進体制 の整備と相まって、地域の実情に応じた孤独・孤立対 策が実施されます。

4

社会参加活躍支援等孤独 • 孤立対策推進交付金 (內閣府孤独 • 孤立対策推進室) 令和7年度概算決定額 1.4億円 (6年度予算額 1.3億円)______

(NPO等支援分) 1. 3億円

事業概要 • 目的

- 〇 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)が施行され、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(同年6月21日閣議決定)において、「孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画に沿って、交付金等も活用しつつ、自治体とNPO等との連携推進のための地方版官民連携プラットフォームや地域協議会を立ち上げる段階の自治体への伴走支援(中略)などの取組を着実に推進する」とされています。
- 〇 このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進 に向けて、地方における官・民・NPO等の連携等に よる孤独・孤立対策の推進を支援します。

事業イメージ・具体例

- 1 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、 地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立 対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地 方における孤独・孤立対策を推進します。
- 2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向 上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援し ます。

(地方公共団体の基盤整備支援のメニュー)

- 地方版官民連携プラットフォームの構築
- ・ 関連事業の取組方針の作成、実態把握や地域資源の調査、関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動、住民への情報発信や普及啓発活動、人材確保・育成のための研修、地域協議会の設置、相談体制の整備や居場所の設置など当事者等への支援、相談体制の整備や居場所の設置などの活動を行う団体への補助等

資金の流れ1/2、3/4地方公共団体2/3中間支援組織

期待される効果

- 〇 地方公共団体が主体となって連携・協働体制を構築 するなどにより、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

地域女性活躍推進交付金(內閣府男女共同参画局総務課)

(地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費)

令和6年度補正予算額 7. 0億円 (うち孤独・孤立対策NPO等支援関係2. 8億円)

事業概要•目的

- ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、 地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の 措置を講ずるよう努めるものとするとされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」(以下「5次計画」という。)や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取
- 〇 能登半島地震の対応を通して、「女性・平和・安全保障(WPS)」の観点 も踏まえながら、災害対応の現場における女性の参画拡大を一層推進 する必要があります。

組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。

- デジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 能登半島地震の影響等により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多くいることから、寄り添ったきめの細かい相談 支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性防災リーダーや女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を地域女性活躍推進交付金により支援します。

事業イメージ・具体例

- (1)活躍推進型 2.1億円【補助率】2分の1 女性役員・管理職や女性防災リーダーを育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- (2)デジタル人材・起業家育成支援型

2. 1億円【補助率】4分の3 ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局 や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性 デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労 につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴 走型支援を行います。

(3)寄り添い支援・つながりサポート型 2.8億円 様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援

- (A)寄り添い支援型プラス【補助率】2分の1
- (B)つながりサポート型(NPO活用特化)【補助率】4分の3
- (C) 男性相談支援型【補助率】2分の1

資金の流れ

玉

交付金

地方公共団体

期待される効果

を行います。

地域において、役員・管理職や防災リーダーとなる女性の 育成が進み、女性デジタル人材・女性起業家の育成が一層加 速するとともに、困難や不安を抱える女性に対する寄り添っ た相談支援のほか、男性相談の取組への支援が進みます。

地域女性活躍推進交付金(內閣府男女共同参画局総務課)

(地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費)

令和7年度概算決定額 3。 0億円 (うち孤独・孤立対策NPO等支援関係 1. 2億円)

事業概要•目的

- ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、 地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の
- 措置を講ずるよう努めるものとするとされています。

 〇 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」(以下
- 〇 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」(以下「5次計画」という。)や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- 能登半島地震の対応を通して、「女性・平和・安全保障(WPS)」の観点 も踏まえながら、災害対応の現場における女性の参画拡大を一層推進 する必要があります。
- デジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 能登半島地震の影響等により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多くいることから、寄り添ったきめの細かい相談 支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性防災リーダーや女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を地域女性活躍推進交付金により支援します。

事業イメージ・具体例

- (1)活躍推進型 1.0億円【補助率】2分の1 女性役員・管理職や女性防災リーダーを育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- (2)デジタル人材・起業家育成支援型

0.8億円【補助率】4分の3 ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局 や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性 デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労 につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴 走型支援を行います。

(3)寄り添い支援・つながりサポート型 1.2億円 様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援を行います。

(A)寄り添い支援型プラス【補助率】2分の1 (B)つながりサポート型(NPO活用特化)【補助率】4分の3

(C) 男性相談支援型【補助率】2分の1

資金の流れ

交付金

地方公共団体

期待される効果

育成が進み、女性デジタル人材・女性起業家の育成が一層加速するとともに、困難や不安を抱える女性に対する寄り添った相談支援のほか、男性相談の取組への支援が進みます。

地域において、役員・管理職や防災リーダーとなる女性の



こどもの居場所づくり支援体制強化事業

令和6年度補正予算 4.3億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うととも
 に、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間(令和6年度~令和8年度)で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を 行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

<広報啓発の取組例>

- ・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

<想定されるテーマ例>

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】 1 都道府県あたり 7,206千円 1 指定都市あたり 5,622千円

1 特別区・中核市あたり 3,543千円 1 市町村あたり 2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】 1 都道府県あたり 4,552千円 1 指定都市あたり 4,134千円

1 特別区・中核市あたり 3,886千円 1 市町村あたり 2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体(全国展開しているオンラインの居場所に限る)

【補助率】国 10/10

【補助基準額】1団体あたり 5,000千円(上限)

※同一団体の同一事業は採択しない。







事業の目的

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業

成育局 成育環境課

令和7年度当初予算案 8.8億円(一)

こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

・地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- ・居場所に関する地域資源の把握
- ・居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- ・その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置(1実施主体あたり)

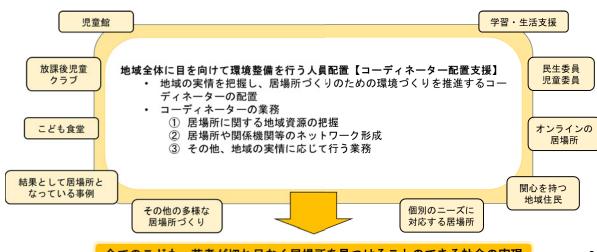
16,084千円 (3名以上配置の場合)

10.848千円(2名配置の場合)

5,328千円(1名配置の場合)

ii) 居場所立ち上げ支援(1か所あたり)

50千円



地域こどもの生活支援強化事業

新規

令和7年度予算案 13.5億円

事業の目的

- ○多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることが できる食事等の提供場所を設ける。
- ○支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- ○行政との連携により、特に支援を必要とするこども(要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等)に寄り添うことで、地域での 見守り体制強化を図る。

事業の概要

- ○地域こどもの生活支援強化事業(補助基準額: 最大8,502千円)
 - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大:11,065千円
 - ア 食事(こども食堂等)や体験(学習機会、遊び体験)の提供、こども用品(文房具や生理用品等)の提供を行う事業

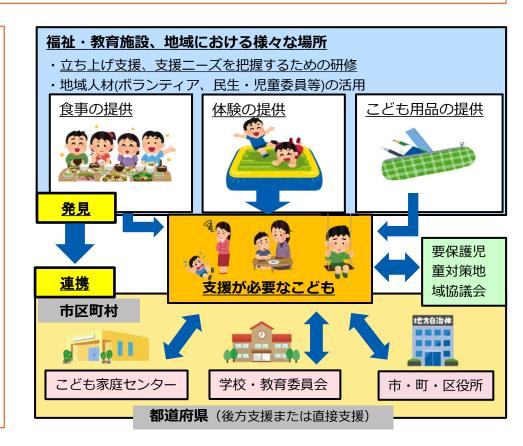
(補助基準額:3,070千円)

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】

(補助基準額: 1,000千円)

- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援)
 - (補助基準額: 1,520千円)
 - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を 支援する事業(継続支援) (補助基準額: 300千円)
- ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援 ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するため の仕組みづくりを行う事業 (補助基準額:2,912千円)
- エ その他上記に類する事業
- ※ ア〜工を組み合わせて実施(イは①又は②いずれかのみ)
- **〇要支援児童等支援強化事業【加算措置】**(補助基準額:2,563千円)

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども 等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補 助 率】 国:2/3、都道府県・市区町村:1/3

令和6年度補正予算 5.2億円

施策名:生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

① 施策の目的

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

② 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)助成先

生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等)

(2)助成対象事業

生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業

(3)実施方法

福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。

(4)助成額

- ① 全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
- ② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
- ③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

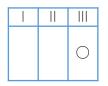
生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

令和6年度補正予算 20億円 (うち10億円が孤独・孤立対策分)

① 施策の目的

- ・小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年においても過去最多の水準で推移している。
- ・このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化及び地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等を行う必要がある。

② 対策の柱との関係



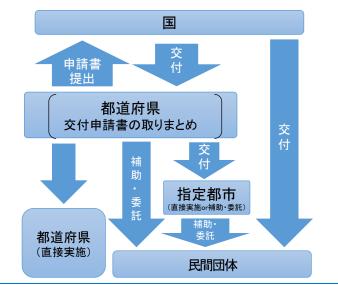
③ 施策の概要

- I 地域におけるこども・若者の自殺危機への対応強化
- (1)「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援
 - ・都道府県・指定都市において、多職種の専門家で 構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や 自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な 場合に、助言等を行う事業の立ち上げ等を支援
- (2)地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する 相談体制の強化等の支援
 - 相談体制の強化等の文援 数道应側・指定数末が行うSM
 - ・都道府県・指定都市が行うSNS等を活用した 相談体制の強化
 - ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
 - ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや 一次保護の実施、居場所の提供
- ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、 相談支援の環境整備等への支援
- Ⅱ 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した 自殺防止等に係る民間団体の取組支援

<u>④ 施策のスキーム図、実施要件</u> (対象、補助率等)等

- 〇 実施主体:都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率:10/10、2/3(都道府県・指定都市)

:10/10(民間団体)



- ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)
- ・地域の支援者支援を通じて、関係機関等の実務的な連携を強化するとともに、こども・若者の自殺企図を防止する。
- ・電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。12

地域自殺対策強化交付金

令和7年度予算案 32.1億円 (うち一部が孤独・孤立対策分)

事業概要・目的

事業イメージ・具体例

【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、21,837人(令和 5年)となっており、依然として高い水 準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

【事業の概要】

○ 交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施する。

- <①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け)交付率1/2,2/3,10/10>
 - ○対面、電話、SNS相談の実施
 - 自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化
 - ○人材養成の支援
 - 各種相談員の養成
 - ゲートキーパーの養成
 - ○適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
 - ○自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
 - ○こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施
 - <②自殺防止対策事業(民間団体向け)交付率10/10 > 全国的な自殺防止対策に取り組む民間団体が行う
 - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化
 - ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
 - ・ゲートキーパーになった者に対する支援

の取組を支援

期待される効果

地域自殺対策計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策への取組を支援し、自殺念慮者等に対し、その背景にある様々な要因に応じた「生きる支援」を行うことで、安心・安全な社会の実現に寄与し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が期待される。

〇 食品アクセス確保緊急支援事業

【令和6年度補正予算額 500百万円】

く対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

く事業の内容>

1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

円滑な食品アクセスの確保に向けて、**地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援**します。

- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- イ 関係者間の調整役(コーディネーター)の配置
- ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- エ 課題解決に向けた計画の策定

2. フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けた支援

地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げを支援 するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化 を図ります。

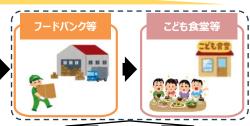
く事業イメージ>

[1について]



円滑な食品アクセスの確保





立上げ支援

- ・求人費 ・厨房設備費
- ・保管用倉庫費(冷蔵・冷凍庫を含む)
- ・配送車両費
- ・研修会開催費 ・ニーズ調査費 ・生産者・食品関連事業者との交流会:
- マッチングの開催費・調理・共食の場の提供費 等
- (立上げ支援の内容に加え)
- ・未利用食品の輸配送費
- · 入出庫管理機器費
- ・システム構築費
- ・広域連携に向けた関係者との検討 会、情報交換会の開催費 等

食品提供の質・量の充実等

<事業の流れ>

国 定額

民間団体

定額、3/4、1/2

定額

フードバンク等

地域協議会

(2の事業)

(1の事業)

[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課(03-3502-5723)14

食品アクセス総合対策事業

【令和7年度予算概算決定額 124(100)百万円】 (令和6年度補正予算額 500百万円)

く対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するととも に、地域における食品アクセスの担い手となる**フードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施**します。

く事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

く事業の内容>

1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくり や、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
 - 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
 - ② 関係者間の調整役(コーディネーター)の配置
 - ゆ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
 - コ 課題解決に向けた計画の策定
- イ 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析
- ② 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支 援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の **収集・活用等**を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向け た食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要な人 ウハウ獲得等を促進するための専門家派遣等によるサポートを実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げを支 援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の 強化を図ります。

<事業の流れ> 定額、3/4、1/2 地域協議会、都道府県等 (1①の事業) 委託 玉 民間団体 (12、2①の事業) 定額 フードバンク等 (22の事業)

く事業イメージン





- ・フードバンク等への専門家派遣等
- ・フードバンク・こども食堂等の立上げ・機能強化支援

こども食堂等

[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課(03-3502-5723)₁₅

円滑な食品アクセスの確保

居住支援協議会等活動支援事業

令和7年度当初予算:10.8億円 令和6年度補正予算:2.2億円

居住支援協議会、居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う。

	居住支援協議会等活動支援事業
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく 居住支援協議会、居住支援法人
補助 対象 事業	① セミナー・勉強会等による制度の周知・普及 ② 地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備 ③ 市区町村居住支援協議会立ち上げ支援 ④ 入居前支援(相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等) ⑤ 入居中支援(見守りや生活相談、緊急時対応等) ⑥ 死亡・退居時支援(家財・遺品整理) 等
補助率	定額 (国10/10)
補助 限度額	10,000千円/協議会等



居住支援協議会

- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- · 設立状況:145 協議会(全都道府県·107市区町村)が設立(R6.9.30時点)

居住支援法人

- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、 居住支援を目的とする株式会社等を指定
- ・指定数:928 法人(47都道府県)が指定(R6.9.30時点)

在外邦人の孤独・孤立に係るチャット相談窓口の業務委託 (外務省領事局海外邦人安全課)

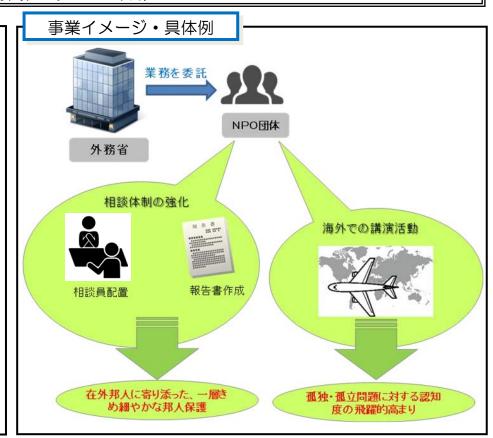
令和7年度概算決定額 6,409千円 (令和6年度予算額 5,562千円)

事業概要•目的

- 外務省は、在外邦人の孤独・孤立問題にきめ細やかに対応するため、国内 NPOと連携した取組を開始した。これらのNPOの一つによれば、外務省との連携以降、在外邦人から寄せられる相談数は増加しており、ポスト・コロナに向けた海外渡航者数の回復に伴い、今後は相談数が更に増加していくことが予想されるとしている。
- 国内のNPOは、増加する相談案件に対応することで手一杯の状態にあり、海外特有の相談対応に慣れない相談員も多く、在外邦人からのチャット相談に十分な形で対応できていないのが現状。NPOの海外安全にかかる相談能力の向上は急務となっている。なお、これらの相談対応をまとめた報告書は、今後の海外における孤独・孤立の実態把握にも繋がることが期待される。
- 〇 また、在外邦人の間では、孤独・孤立問題に対する感度・理解度が国内に比べ高くなく、専門家でない外務省職員による本問題の認知度向上の取組には限界があり、実際に相談に応じているNPO団体が海外に出張して講演会活動等を行うことで、本問題の海外における認知度の飛躍的向上が期待できる。

〇 根拠となる政策等:

- » 第1回孤独・孤立対策推進本部における岸田総理発言(令和6年4月19日)抜粋 「関係大臣におかれては、既存の施策の運用改善や新規施策の検討など、更なる推 進につながる取組をしっかりと検討してください。」
- > 参議院予算委員会における林外務大臣(当時)の答弁(令和5年3月1日)抜粋「・・・・外務省としては、在外邦人から寄せられる様々な相談にきめ細やかに対応していくためには、在外公館職員による対応に加えて、相談対応の最前線に立つNPOの活動にしっかりと寄り添うことが重要と考えており、必要な施策を不断に検討して参りたいと思います。」



資金の流れ

領事事務謝金 国 NPO団体 等

期待される効果

- 〇 チャット相談を受け付けているNPOの能力向上により、海外からの相談に対応する体制が強化され、在外邦人に寄り添った一層きめ細やかな邦人保護が可能となる。
- NPOが海外での講演活動を行うことで、孤独・孤立問題の認知度を飛躍的に高めることができる。